

一般廃棄物に係る広域認定品目告示改正について

1. 趣旨

(1) 現行制度の概要及び本告示の目的

- 「広域認定制度」は、拡大生産者責任に則り、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の工程に関与することで、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進め、ひいては廃棄物の減量その他適正な処理を確保することを目的とした制度である。
- この度、さらなる3R推進の一環として、一般廃棄物の広域認定制度の対象品目として、廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃幼児用補助装置及び廃衣類等を追加することとする。これにより、製造事業者等による自主的な再生利用の取組が一層推進されることが期待される

(2) 告示の必要性及び今後の見通し

①廃乳母車、廃乳幼児用ベッド及び廃幼児用補助装置

- 廃乳母車、廃乳幼児用ベッド及び廃幼児用補助装置については、主にプラスチックで構成されるが、一般的に市町村が粗大ごみとして収集し、破砕後に埋立処理されているのが現状である。
- これらを広域認定の対象へ追加することで、製造事業者による分解が容易で再資源化に適した製品設計がなされ、再生利用の取組が推進されることが期待される。なお、これら3品目は社会一般に言われるベビーカー、ベビーベッド（ベビーラックを含む）、チャイルドシートを指す。

②廃衣類等

- 衣類については、古くから再生利用の対象となっていたが、近年は、原料価格の低下により古繊維の市場が衰退しているほか、「ファストファッション」と呼ばれる安価な製品が増加したことにより、衣類の大量生産・大量廃棄が進んでいる。また、合成繊維（混紡を含む。）は繊維としての再生利用が困難であり、合成繊維の再生利用の取組は発展途上にある。
- 現在、衣類の製造事業者等を中心として、衣類の効率的な再生利用のためのスキーム作りが進められており、そのためには広域認定制度を活用することが必要となっている。このため、廃衣類等を広域認定の対象とすることにより、取組の促進を支援することとする。

2. 改正案の概要

○廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃幼児用補助装置及び廃衣類等の追加

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の十三の規定に基づく、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成十五年十一月環境省告示第百三十一号）に、以下の事項を追加することとする。

- ・ 廃乳母車（乳母車又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- ・ 廃乳幼児用ベッド（乳幼児用ベッド又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- ・ 廃幼児用補助装置（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の三第三項に規定する幼児用補助装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- ・ 廃衣類等（衣類又は衣類と共に身に着ける繊維製品が一般廃棄物となったものをいう。）